

尾道市中小企業者等販路開拓支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市中小企業者等販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の新たな事業展開、経営基盤強化及び賃上げ環境の向上を支援するため、市内の中小企業者等が行う製品又は技術の販路開拓事業に対して、予算の範囲内において尾道市中小企業者等販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 展示会等 中小企業者の製品又は技術の販路開拓のための見本市、展示会、商談会等をいう。
- (2) 中小企業者 尾道市内に本社又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (3) グループ 構成員の2分の1以上のものが中小企業者により構成された団体をいう。
- (4) 商工会議所等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商

工会議所又は商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会であって、尾道市内に事務所を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、次条の補助対象事業を行うもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 展示会等へ出展する中小企業者
- (2) 展示会等へ出展する中小企業者により構成されたグループ
- (3) 中小企業者を取りまとめて展示会等へ出展する商工会議所等

2 補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 同種の内容で国又は県により補助金の交付を受けている場合
- (2) 市税を滞納している場合
- (3) 同一の年度内に既にこの要綱に基づく補助金交付決定を受けている場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者である場合
- (5) 尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不相当と認める場合
- (6) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という)は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国内で開催される展示会等へ出展する事業で、次の各号のいずれにも該当するもの(以下「国内販路開拓支援事業」という。)
 - ア 広島県外で開催されるもの
 - イ 販売を主たる目的としないもの
 - ウ 他者が主催するもの

(2) 海外で開催される展示会等へ出展する事業で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「海外販路開拓支援事業」という。）

- ア 海外で開催されるもの
- イ 販売を主たる目的としないもの
- ウ 他者が主催するもの

(3) オンラインで開催される展示会等へ出展する事業で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「オンライン販路開拓支援事業」という。）

- ア 販売を主たる目的としないもの
- イ 他者が主催するもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費は、次の各号に掲げる事業につき当該各号に定める経費その他市長が必要と認める経費とする。

(1) 国内販路開拓支援事業

- ア 小間料
- イ 別表に掲げる小間装飾料
- ウ コンテンツ制作費（展示会の出展当日に会場内で流すPR動画の製作費用）
- エ 商品搬送費
- オ 旅費交通費（宿泊費及び鉄道運賃（特別急行料金及び急行料金を含む。）又は航空運賃（燃油特別付加運賃、旅客施設使用料及び航空保険特別料を含む。）とし、1人につき3万円以下、2人分を限度とする。）

(2) 海外販路開拓支援事業

- ア 小間料
- イ 別表に掲げる小間装飾料
- ウ 展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む。）

- エ コンテンツ制作費(展示会の出展当日に会場内で流すPR動画の製作費用)
- オ 通訳費(展示会の出展当日に通訳業務を委託する場合の費用)
- カ 商品搬送費
- キ 旅費交通費(宿泊費及び航空運賃(燃油特別付加運賃、旅客施設使用料、航空保険特別料等を含む。))とし、1人につき5万円以下、2人分を限度とする。)

(3) オンライン販路開拓支援事業

- ア 出展料(参加料)
- イ 出展付随費(コンテンツ作成委託費、通訳翻訳費等、展示会内で使用するものを含む。)

2 商工会議所等の職員の旅費交通費は、補助対象経費としない。

(募集)

第6条 補助対象事業の募集は、公募により行うものとする。ただし、公募により難しい特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(別記様式第1号)に収支予算書、参加企業名簿、誓約書兼同意書(別記様式第1号の2)その他市長が必要と認める書類を添えて、当該事業年度の12月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に係る手続については、別に定めるものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う際に、補助金の交付目的を達成するた

め必要な条件を付することができるものとする。

(審査機関)

第9条 市長は、前条の規定による審査を行うに当たり、必要と認めるときは、審査機関を設置することができる。

(補助期間)

第10条 補助対象事業は、補助金交付の決定を受けた年度の1月末日までに実施するものとする。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額以内とし、

1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。この場合において、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

事業名	補助率	限度額
国内販路開拓支援事業	2分の1	25万円
海外販路開拓支援事業	2分の1	30万円
オンライン販路開拓支援事業	2分の1	25万円

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号又は第3号の補助対象者に対する補助金については、当該事業に参加する中小企業者の数に前項の表の限度額を乗じて得た額を補助金の限度額とする。この場合において、当該中小企業者の数の上限は、4とする。

(事業内容の変更又は中止)

第12条 第8条第1項の規定により補助金交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）が、当該交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、補助金(変更・中止)申請書(別記様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長の承認を要しない。

(1) 補助対象経費の金額が、20パーセント以内の変更であるとき（補助金の額が増加するときを除く。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、軽微な変更と認められるものであるとき。

(変更又は中止の承認)

第13条 市長は、前条の規定による変更又は中止の申請があったときは、内容を審査し、承認することを決定したときは、補助金（変更・中止）承認通知書（別記様式第4号）により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金交付の決定を受けたものは、補助対象事業が終了し、補助対象経費の支払が全て完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項に決定する期日までに実績報告書の提出が困難な場合は、あらかじめ市長に報告してその指示を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、当該事業の内容が適当と認められるものについて、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第16条 市長は、補助金交付の決定を受けたものに対し、随時、事業の遂行状況を求めることができるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年11月10日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

費目	経費の内容
小間装飾料	展示会等の主催者が提供するパッケージ装飾又はオプション装飾費の一部
	自社小間内に設置するじゅう器・備品のリース代
	自社小間内で使用する電気及び水の使用料、並びにこれらを使用するための設営工事費
	施工専門業者へ委託する小間装飾委託費のうち必要最低限の経費
	集客及び展示効果を高めるために必要な各種装飾物、POP、展示パネル等の製作委託費